

国家戦略特区制度の活用案

		当面の対応	国家戦略特区制度の活用案
制度の要素項目		BID 条例（既存制度の活用案）	都市再生特別措置法の活用案
BID 団体の公共的位置づけ		「都市再生整備推進法人」制度を活用	「都市再生整備推進法人」制度をより有効に活用できるよう、以下の法改正（追加）を想定
活動財源の確保	BID 団体の税優遇	BID 団体は、一般社団法人からスタート	BID 団体の自主財源を活動財源とする（みなし寄附）際の税優遇を得るため、BID 団体を公益社団法人とみなす特例を追記
	BID 税の徴収・交付	都市利便増進協定制度の活用を前提とし、「指定管理者制度」、「分担金制度」（いずれも地方自治法）をパッケージ的に活用	左記の仕組みを都市再生特別措置法に位置づけるとともに、都市再生指定管理者には「公共施設管理に係る行政権の行使を伴う事務の一部を委託することができる」ことを、同法に追記
公共的空間の活用	公物管理		
	公開空地等の活用	公開空地等の活用を都市利便増進協定に位置づけることを可能とする前提のもと、その活用に係る規制緩和を、BID 条例にパッケージ的に取り込む、あるいは別途条例を定める	同左



将来像として目指すべき「日本版 BID」制度イメージ

○都市計画法等において、まちの持続的管理・発展に資するエリアマネジメントを、明確に位置づける

○その上位法による位置づけのもと、国法としての BID 法を制定し、「日本版 BID」の普及に繋げる

○BID 法では、地方における取組み促進に活用できる、以下の事項を定める

- ・BID 活動の公益性・公共性の認定と、それに基づく BID 団体への税優遇の強化、公権限の一部委譲
- ・環境・エネルギー、プロモーション等にも用途が開かれた BID 税制の創設